（様式１）

競争参加資格確認申請書

２０○○年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　北海道センター　所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

商号／名称

代表者役職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者氏名 ）

（電話：　　　　　FAX： ）

（E-mail: ）

2023年5月29日付で公告のありました「JICA北海道（札幌）昇降機改修更新工事」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

添付資料：

1. 北海道開発局一般競争（指名競争）参加資格審査に係る認定通知書（写）

または、北海道競争入札参加資格審査に係る認定通知書（写）

1. 配置予定の主任技術者の資格・経歴（含：検定合格証（写））（様式任意）
2. 類似工事の実績（様式任意）

以　上

（様式２）

委　任　状

２０○○年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　北海道センター　所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号／名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職・氏名　　　　　　　㊞

　私は、【例:弊社社員】　【代理人氏名】　㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委　任　事　項

１．「JICA北海道（札幌）昇降機改修更新工事」について、２０２３年７月７日に行われる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限

２．その他上記に関する一切の権限

以　上

（様式３の１）

入　札　書

２０○○年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　北海道センター　所長　殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**JICA北海道（札幌）昇降機改修更新工事**

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 |  |  |  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |

* *入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×10％）を加算した額とします。*

また、入札にあたり、以下について誓約いたします。

（誓約事項）

（○○○）は、現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定する「反社会的勢力」に該当せず、本契約書案第48条第9号及び第11号に規定する反社会的勢力との関与・利用等を行わないこと、また、「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく措置の対象となり得る行為を行わないことを誓約します。なお、本誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、速やかに貴機構に申し出ます。この際、建設工事請負契約が解除されても異存はありません。なお、本誓約書に記入された当法人代表者に係る個人情報について、貴機構の判断により、本誓約書の内容確認を目的として貴機構が第三者機関への照会等に利用することに同意します。

以　上

（様式３の２）

入　札　書

（代理人を立てる場合）

２０　　年　　月　　日

　独立行政法人国際協力機構

　　北海道センター　所長　殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

代理人氏名

　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**JICA北海道（札幌）昇降機改修更新工事**

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 |  |  |  |  |  |  | ０ | ０ | ０ | 円 |

* *入札金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額としてください。契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税の額（入札金額×１０％）を加算した額とします。*

また、入札にあたり、以下について誓約いたします。

（誓約事項）

（○○○）は、現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定する「反社会的勢力」に該当せず、本契約書案第48条第9号及び第11号に規定する反社会的勢力との関与・利用等を行わないこと、また、「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく措置の対象となり得る行為を行わないことを誓約します。なお、本誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、速やかに貴機構に申し出ます。この際、建設工事請負契約が解除されても異存はありません。なお、本誓約書に記入された当法人代表者に係る個人情報について、貴機構の判断により、本誓約書の内容確認を目的として貴機構が第三者機関への照会等に利用することに同意します。

以　上

（様式４）

［裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。］

仲　裁　合　意　書

　　　工事名

　　　工事場所

20　年　　　月　　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名　　　中央建設工事紛争審査会

［管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。］

20　年　　月　　日

発注者　　　　　　　　　　印

受注者　　　　　　　　　　印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(１)　仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(２)　建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、３人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも１人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。